

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（内閣府）

制 度 名	金融業務特別地区における税制上の特別措置		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アジア等の外資系金融業の集積を促進するため、対象法人に「内国法人」だけでなく「外国法人」を追加。</li> <li>・ 適用対象法人の要件緩和             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 「新設から 10 年」を「認定から 10 年」とし、更に、対象地区内新設法人のみでなく、対象地域内に本店事務所を移転した既設法人も対象。</li> <li>② 「専ら」要件を緩和。</li> </ul> </li> <li>・ 優遇制度適用対象業種の拡大（補助的金融業、金融付帯業（金商法第 85 条第 4 項の委託を受けた者に限る））</li> <li>・ 現行の特定地域内において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の拡充              （控除率の引上げ）             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 所得控除関係                  所得税額控除 35%⇒55%（金額制限（直接人件費の 20%）を廃止）</li> <li>② 投資税額控除関係                  償却率 機械等・・15%⇒25%、建物等・・8%⇒15%                  （控除制限（法人税額 20%上限）の撤廃）                  建物と建物付属設備同時取得の撤廃                  取得価格上限（20 億円）の撤廃</li> <li>③ 特別償却関係（新規）                  償却率 機械等・・50%、建物等・・25%                  建物と建物付属設備の別取得の適用</li> </ul> </li> </ul>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲ 3 百万円 （ - 百万円）

新設・拡充又は延長を必要と	<p>(1) 政策目的</p> <p>金融特区において、金融業及び金融関連業務のバックアップオフィスの業務については、企業の進出が見られるものの、金融商品の取り扱い、顧客からの資金の預かり等の本来の金融業の集積、発展著しいアジア諸国からの外資系金融機関の誘致等が課題となっている。</p> <p>さらに、金融特区については、沖縄における金融業務の集積・発展だけではなく、内外からの投資資金の呼び込み等、今後の沖縄の発展にも寄与することが期待されており、制度的な環境整備を行うことが必要である。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>金融業務はグローバルな性格が強く、沖縄における金融特区の制度的内容については、周辺アジア諸国との比較を念頭に置くことが重要である。例えば、実効税率で見たアジア諸国の水準は、シンガポール・台湾が17%、香港が16.5%であり、これらの環境に比しても遜色ない制度的措置を行っていく必要がある。</p> <p>このため、金融特区における実効税率の引き下げ、投資環境整備の観点からの必要な措置を講じていくことが必要である。</p>	
	回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合理性
政策の達成目標 金融特区における ①金融業及び金融関連産業の集積 ②新たな雇用数の増加		
租税特別措置の適用又は延長期間 平成29年3月31日		
同上の期間中の達成目標 金融特区における ①金融業及び金融関連産業の集積（20社） ②新たな雇用数の増加（600人）		
有効性		政策目標の達成状況 金融業務特別地区には、制度創設の平成14年7月以来、14社（累計）が立地し、550人の雇用が創出されている。（平成23年3月末）
		要望の措置の適用見込み 法律成立後、平成24年度から税制の特例措置が創設されれば、毎年平均2社程度の進出が見込まれる。（特区進出アンケート調査結果（沖縄県実施）による）
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性） 平成23年度中の国会において、現行の沖縄振興特別措置法の後継となる法律が成立した後、速やかに「金融業務特別地区」を指定することにより、毎年2社程度の進出が見込まれる。 ※「金融業務特別地区」…名護市		

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税）を要望
	予算上の措置等の要求内容及び金額	1 地方税（法人事業税、固定資産税、不動産取得税）の免除 2 地方税を課税免除した場合の地方交付税による減収補填
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	「新金融立国」に向けた施策として、金融業務特別地区制度の延長・拡充を図り、アジアの資金を集め、アジアに投資するアジアの一大金融センターを目指すためには、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効果的であり、将来的には、税収減を上回る追加的な税収が期待できる。
こ れ ま で の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	平成 23 年 3 月末現在、金融業務特別地区における 14 社（累計）の立地及び 550 人の雇用を創設。制度創設以来、措置法の適用実績は、所得控除 2 百万円（延 2 社）、投資税額控除の 9 百万円（延 3 社）ある。
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	平成 23 年 3 月末現在、金融業務特別地区における 14 社（累計）の立地及び 550 人の雇用を創設。制度創設以来、措置法の適用実績は、所得控除 2 百万円（延 2 社）、投資税額控除の 9 百万円（延 3 社）ある。
	前回要望時の達成目標	平成 23 年 立地企業 20 社（累計） 雇用者数 2,005 人 （沖縄県産業振興計画より）
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成 23 年 3 月末 企業立地数 14 社（累計） 雇用者数 550 人  （理由） 事業認定のハードルが高いこと、事業認定されてもそのメリットが限定的（「専ら」要件が税制優遇を受ける際の最大の支障）である等が指摘されている。企業を誘致し集積を促すにはインセンティブが必要であるが、現行制度は企業のニーズにあっていないため。
こ れ ま で の 要 望 経 緯		平成 14 年創設 平成 19 年 ①認定法人の所得控除制度の拡充・延長 ②法人税の投資税額控除の拡充・延長

	③地方税の課税免除又は不均一課税に対する減収補填の延長
担当部局 (課)及び 担当者	代表 TEL:03-3581-5171      FAX:03-3581-9761 内閣府沖縄政策担当 (産業振興担当室)